特別障害者手当・障害児福祉手当 制度のお知らせ

重度の障害があり、日常生活において常に特別な介護が必要な方に支給される手当です。

手当を受けるためには、要件に該当するほか、診断書等の書類を提出していただく必要があります。

手当の認定には審査があり、認定されると申請月の翌月分から支給されます。

◎特別障害者手当…支給月額(令和4年度):27,300円

対 身体または知的・精神に重度の障害がある20歳以上の方

※ただし、下記のいずれかに該当する方は手当を支給できません。

□グループホーム、有料老人ホーム等を除く施設に入所している方

□病院または診療所に継続して3か月を超えて入院している方

□本人、配偶者、扶養義務者の所得が限度額以上である方

◎障害児福祉手当…支給月額(令和4年度):14,850円

対 身体または知的・精神に重度の障害がある20歳未満の方

※ただし、下記のいずれかに該当する方は手当を支給できません。

□障害児入所施設、児童養護施設等に入所している方

□本人、配偶者、扶養義務者の所得が限度額以上である方

◎所得の限度額

手当を受けようとする方やその配偶者、および扶養義務者の前年の所得が次の表の限度額以上である場合は、手当を受給できません。

扶養親族の数	所得の限度額	
	本人	配偶者・扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

申請方法等詳細は、市ホームページをご覧ください。

問 健康福祉部社会福祉課(庁舎1階)
☎43-0409　FAX 42-6862

令和5年度のはり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧施術利用券の申請受付を開始します

高齢者や障害のある方に、はりやマッサージなどの施術費用の一部を助成する利用券を交付しています。

令和5年4月1日から利用できる券の申請は、3月27日(月)からです。交付を希望される方は、高齢介護課にお越しください。

※令和4年度分の利用券は、3月31日(金)まで使えます。

対 下記の1～3の全てを満たす方

1加東市に住民登録がある方

2住民税所得割が非課税の方

※4月から6月までに申請される方は令和4年度、7月から令和6年3月までに申請される方は令和5年度の課税状況で判定します。

3下記のA、Bのいずれかに該当する方

A満65歳以上の方

B身体障害者手帳1級～6級をお持ちの方

◎助成額

1回　500円（医療行為を除きます。）

※申請月から令和5年3月まで、1か月当たり1枚を交付します。

申 必要書類を高齢介護課に持参

必 □はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧施術利用券交付申請書

※市ホームページからダウンロードできます。

□本人確認書類

例マイナンバーカード、身体障害者手帳

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類も必要です。

☆対象要件の3-Bに該当する方は、身体障害者手帳を必ず持参してください。

問 健康福祉部高齢介護課(庁舎1階)
☎43-0440

振込みのお知らせ

◎児童扶養手当(3月期)

⇒ 3月10日(金)

問 健康福祉部福祉総務課(庁舎1階)　☎43-0408

つくろう！マイナンバーカード

問 市民協働部市民課(庁舎1階)　☎43-0390

交付申請時に必要な書類

□本人確認書類(下記のA1点またはB2点)

A顔写真付　例運転免許証、在留カード

B顔写真無　例健康保険証、年金手帳

□「マイナンバー通知カード」または「個人番号通知書」

□「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」または「QRコード付き交付申請書」

※住民基本台帳カードをお持ちの方は、持参してください。

※書類がそろわない場合は、市民課に相談してください。

休日申請・受取窓口　マイナポイント支援窓口

日時　3月11日(土)、26日(日)　8時30分～12時

場所　加東市役所1階　市民課

最大20,000円分
マイナポイントがもらえる！

2月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象！

詳しくはこちら▶

申請サポート臨時窓口 ※要予約

□**滝野公民館**　3月8日(水)　9時～16時

□**東条福祉センター「とどろき荘」**　3月14日(火)　9時～16時

予約受付　8時30分～17時15分　☎43-0390
※土曜日、日曜日、祝日を除く

夜間窓口(受取のみ) ※要予約

日時　3月16日(木)　17時30分～19時

場所　加東市役所1階　市民課

予約受付　8時30分～17時15分　☎43-0390
※土曜日、日曜日、祝日を除く

証明書コンビニ交付システム 停止日

点検のため、下記の日は、システムが停止します。

3月10日(金)　終日

マイナンバーカードを利用して 転出の手続きがオンラインで可能に

2月6日から、マイナンバーカードを利用することで、市役所に出向かなくても、転出の手続きがオンラインで出来るようになりました。

対象　電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、加東市から市外に転出される方
※日本国内に限ります。

Point

同一世帯で、一緒に転出する人の中に1人でも電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちであれば、手続可能です。

◎注意事項

□パソコンで申請する場合はカードリーダーが、スマートフォンで申請する場合はカードの読み取り機能が必要です。

□転入先の市町村では、窓口で転入の手続きが必要です。

詳しくは、こちらをご覧ください。

マイナポータルWebサイト

よくある質問について

広告

税理士法人 佐藤会計事務所
☎0794-63-3548
小野市王子町800 -1（商工会館1階）
初回相談無料！
起業したいけど何をすれば…
そのお悩みお任せください！
事業計画
資金調達
設立サポート
相続の手続き…どうしよう
生前贈与
相続相談
小野市　佐藤会計　検索
30代若手税理士が対応致します。小さな悩み、大きな夢どんなお話でも聞かせてください。
税理士：三宅真介

設計士と直接話しながらつくる家
住みやすくて、
「大人カッコイイ」家づくり。
＼ 実例多数掲載中！ ／
www.yoriken.com
ヨリフジ建設　検索
Instagram
情報更新中！
一級建築士事務所
ヨリフジ建設株式会社
〒673-1415 加東市下久米1044番地
0120-01-8511

お悩みの方、まずはお気軽にご相談ください
○交通事故　○債務整理・破産　○相続・遺言　○労働事件
○土地・建物　○離婚　○債権回収　○会社法務
その他一般民事を幅広く取り扱っています。
相談料30分5,000円(税別)
※法律相談は予約制です。休日・夜間相談についてはお問い合わせください。
やしろ法律事務所
弁護士　吉田圭孝
〒673-1431 加東市社508-4 白池ビル1F
TEL:0795-38-8583
FAX:0795-38-8584
http://yashiro-law.jp/
営業時間 9:30～17:30 休日/土日祝日
加東市役所
社交番
神戸地方裁判所社支部
やしろ法律事務所